

○長崎市指定介護予防・日常生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、<u>法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定第1号事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、<u>法及び省令</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定第1号事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2・3 [略]

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

[新設]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2・3 [略]

[新設]

[新設]

練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 [略]

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 [略]

[新設]

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの担当職員（指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員をいう。）、その委託を受けた指定居宅介護支援事業所（長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号）第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

[新設]

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の担当職員（指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員をいう。）又はその委託を受けた指定居宅介護支援事業所（長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号）第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は第1号事業対象者（規則第5条第1項に規定する第1号事業対象者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 [略]

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す

(地域との連携等)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 [略]

[新設]

[新設]

ること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第54条 第9条から第13条まで、第15条から19条まで、第21条から第25条まで、第27条、第29条から第31条まで、第33条から第38条まで及び第40条の規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第54条で準用する第27条」と、同項、第19条、第23条、第25条、第29条、第29条の2第2項、第30条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とする。

(運営規程)

第64条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第65条 [略]

2 [略]

(準用)

第54条 第9条から第13条まで、第15条から19条まで、第21条から第25条まで、第27条、第29条から第31条まで、第33条から第38条まで及び第40条の規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第54条で準用する第27条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条、第23条、第25条及び第29条から第31条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とする。

(運営規程)

第64条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) [略]

[新設]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第65条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第67条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

[新設]

(非常災害対策)

第67条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

[新設]

(衛生管理等)

第68条 [略]

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第68条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第68条 [略]

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第71条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項、第25条及び第29条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」とする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第73条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は

(準用)

第71条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第33条まで、第34条から第36条まで、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第64条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」とする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第73条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介

第1号介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11)・(12) [略]

(準用)

第82条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条、第33条、第34条、第35条、第37条の2、第38条、第40条、第48条、第49条、第52条、第63条から第69条までの規定は、指定ミニデイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項、第25条及び第29条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、同項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第65条第3項及び第4項並びに第68条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所介護相当サービス従業者」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第69条第4項中「第61条第4項」とあるのは「第79条第3項」とする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第86条 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文

護予防サービス計画等を作成した第1号介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11)・(12) [略]

(準用)

第82条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第22条、第24条、第25条、第31条、第33条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第48条、第49条、第52条、第63条から第69条までの規定は、指定ミニデイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第64条」と、「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第31条中「第27条」とあるのは「第64条」と、「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイサービス従業者」と、第69条第4項中「第61条第4項」とあるのは「第79条第3項」とする。

第6章 雑則

[新設]

字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第87条 [略]

（委任）

第86条 [略]

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第3条第3項及び第37条の2（第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、第27条（第54条において準用する場合を含む。）及び第64条（第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第29条の2（第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第30条第3項（第54条において準用する場合を含む。）及び第68条第2項（第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、第65条第3項（第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。